

1. 基本的な考え方

評価は、提出された書類に基づく「書類審査」とプレゼンテーション及びヒアリングによる「プレゼンテーション・ヒアリング審査」で行う。

2. 書類審査

書類審査については、提出された書類に基づき項目ごとに判定する。

3. プレゼンテーション・ヒアリング審査

プレゼンテーション・ヒアリング審査については、提出された書類に基づく応募者の説明20分、質疑応答20分とする。

大項目	小項目	説明	配点	
法人の適格性・安定性・継続性	法人概要	安定的な事業運営が可能か	10点	50点
	法人の基本理念・経営理念	地域包括支援センターの運営に適した法人であるか	10点	
	運営実績	地域包括支援センターの運営に生かせる事業実績があるか	30点	
業務の実効性・公正性・中立性	受託希望理由	地域包括支援センターの運営に係る意欲があるか	10点	190点
	職員の配置・採用計画	専門職の確保が可能か、補充可能な計画・体制があるか	25点	
	質の確保・定着	職員の資質向上に向けた研修等の計画があるか	10点	
	運営準備計画・業務の実施計画	各計画に実行性はあるか	45点	
	センターの運営方針	各業務についてどのように取り組むか	100点	
危機管理	休日・夜間等の体制	時間外の対応について	10点	40点
	緊急時・災害時等の体制	事故、災害時等の緊急時の対応について	20点	
	個人情報保護に係る規定・対策	個人情報を安全に管理できる体制か	10点	
見積金額		見積金額に応じて配点	70点	70点
合 計				350点
その他	プレゼンテーション	プレゼンテーションの内容等に応じて配点		15点

※審査委員全員の評価点の平均が満点の60%（210点）未満の場合失格とする（その他の項目については失格の基準点には含まない）。

※同点となる法人が2者以上あるときは、評価項目中の「業務の実効性・公正性・中立性」、「法人の適格性・安定性・継続性」、「危機管理」、「見積金額」の順で比較し、点数差が生じた時点で、点数の高い者を上位とする。なおも同点の場合は、委員長が決定する。